

令和8年8月から高額療養費制度が見直されます

■ 高額療養費制度とは

医療機関等に支払った1か月の一部負担金が上限額（自己負担限度額）を超えた場合に、超えた額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。
令和8年8月から、自己負担限度額が**以下**のとおり変更になります。

- 問合せ
- ▶ 国民健康保険（74歳まで）に加入している方
……………国保年金課保険給付係（区役所1階） ☎内線2383

▶ 後期高齢者医療制度（75歳から）に加入している方
……………国保年金課後期高齢者医療係（区役所1階） ☎内線2391

▶ 見直しの背景等に関する質問
……………厚生労働省コールセンター ☎0120（617）111
※令和9年3月31日(木)までの午前9時～午後6時（日・祝・年末年始を除く）

▶ 70歳未満（医療機関に支払った一部負担金がレセプト単位で2万1000円以上のみ計算対象となります）

適用区分	所得区分	令和8年7月まで	令和8年8月～9年7月
		外来＋入院（世帯ごと）	外来＋入院（世帯ごと）
区分ア	旧ただし書き所得 ^{※1} 901万円超	25万2600円＋（医療費総額－84万2000円）×1％ 〈多数回該当14万1000円 ^{※3} 〉	27万300円＋（医療費総額－90万1000円）×1％ 〈多数回該当14万100円 ^{※3} 〉（年間上限168万円 ^{※5} ）
区分イ	旧ただし書き所得 ^{※1} 600万円超～901万円	16万7400円＋（医療費総額－55万8000円）×1％ 〈多数回該当9万3000円 ^{※3} 〉	17万9100円＋（医療費総額－59万7000円）×1％ 〈多数回該当9万3000円 ^{※3} 〉（年間上限111万円 ^{※5} ）
区分ウ	旧ただし書き所得 ^{※1} 210万円超～600万円	8万100円＋（医療費総額－26万7000円）×1％ 〈多数回該当4万4400円 ^{※3} 〉	8万5800円＋（医療費総額－28万6000円）×1％ 〈多数回該当4万4400円 ^{※3} 〉（年間上限53万円 ^{※5} ）
区分エ	旧ただし書き所得 ^{※1} 210万円以下	5万7600円 〈多数回該当4万4400円 ^{※3} 〉	6万1500円 〈多数回該当4万4400円 ^{※3} 〉（年間上限53万円 ^{※5※6} ）
区分オ	住民税非課税	3万5400円 〈多数回該当2万4600円 ^{※3} 〉	3万6900円 〈多数回該当2万4600円 ^{※3} 〉（年間上限29万円 ^{※5} ）

▶ 70歳以上

適用区分	所得区分	令和8年7月まで		令和8年8月～9年7月	
		外来＋入院（世帯ごと）	外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯ごと）	外来（個人ごと）
現役並みⅢ	課税所得 690万円以上	25万2600円＋（医療費総額－84万2000円）×1％ 〈多数回該当14万100円 ^{※3} 〉		27万300円＋（医療費総額－90万1000円）×1％ 〈多数回該当14万100円 ^{※3} 〉（年間上限168万円 ^{※5} ）	
現役並みⅡ	課税所得 380万円以上	16万7400円＋（医療費総額－55万8000円）×1％ 〈多数回該当9万3000円 ^{※3} 〉		17万9100円＋（医療費総額－59万7000円）×1％ 〈多数回該当9万3000円 ^{※3} 〉（年間上限111万円 ^{※5} ）	
現役並みⅠ	課税所得 145万円以上	8万100円＋（医療費総額－26万7000円）×1％ 〈多数回該当4万4400円 ^{※3} 〉		8万5800円＋（医療費総額－28万6000円）×1％ 〈多数回該当4万4400円 ^{※3} 〉（年間上限53万円 ^{※5} ）	
一般 一般Ⅰ・Ⅱ	他の区分以外	5万7600円 〈多数回該当4万4400円 ^{※3} 〉	1万8000円 （年間上限14万4000円 ^{※4} ）	6万1500円 〈多数回該当4万4400円 ^{※3} 〉 （年間上限53万円 ^{※5※6} ）	2万2000円 （年間上限21万6000円 ^{※4} ）
低所得Ⅱ 区分Ⅱ	住民税非課税	2万4600円	8000円	2万5700円 〈多数回該当2万4600円 ^{※3} 〉 （年間上限29万円 ^{※5} ）	1万1000円 （年間上限9万6000円 ^{※4} ）
低所得Ⅰ 区分Ⅰ	住民税非課税 （一定所得以下 ^{※2} ）	1万5000円		1万5700円 （年間上限18万円 ^{※5} ）	8000円

- ※1 旧ただし書き所得＝総所得金額等－基礎控除額（43万円〈合計所得金額が2400万円を超える場合、基礎控除額が変わります〉）

※2 住民税非課税世帯であり、世帯全員の所得が0円の方（公的年金収入は82万6500円〈令和8年7月31日までは80万6700円〉を控除、給与収入は給与所得控除後さらに10万円を控除し計算）、または住民税非課税世帯であり、老齢福祉年金を受給している方

※3 診療月を含めた直近12か月間に、高額療養費の支給が3回あった場合の4回目以降から適用になる限度額（多数回該当）
- ※4 外来（個人ごと）の年間上限額を超える医療費は、償還払いにより支給されます

※5 令和8年8月1日以降から、外来＋入院（世帯ごと）分にも年間の上限額が新設されます。これにより、月ごとの自己負担額の年間上限額を超える医療費は、償還払いにより支給されます

※6 一部上限額が41万円の場合があります

10月
受付開始

シルバーパス 購入費を助成

区では、1万2000円（または1万3000円）で新年度シルバーパス（使用開始日が2026年10月1日以降のもの）を購入した方を対象に、購入費用の助成を行います。
受け付けは10月1日(木)からを予定しています。詳細は、後日、区報・荒川区ホームページ等でお知らせします（個別の案内は送付しません）。
※1000円（または2000円）で購入した方は対象外
※申請には、シルバーパス更新時に発行されるシルバーパス登録済証が必要。申請まで保管してください

—— 新しいシルバーパスの利用にあたって ——

9月30日(木)までは、現在持っている磁気カードのシルバーパスをご利用ください。10月1日(木)より前に新しいシルバーパス（PASMO）で乗車した場合、交通・電子マネーのチャージ分から運賃が差し引かれ、返金はされませんのでご注意ください。

問合せ 高齢者福祉課シルバーパス購入費助成担当
☎内線3776

認知症月間

あらかわオレンジフェス2026

当日は、認知症普及啓発活動のテーマカラーであるオレンジ色のもの（洋服・帽子・ハンカチ等）を身につけて、ぜひ、ご参加ください。

- 期 日

9月12日(出)

時 間

午後4時～5時45分
- 会 場

ALSŌK介護株式会社東京研修所（西尾久3-15-1）
- 対 象

区内在住・在勤・在学の方 ※小学4年生以下は保護者同伴で
- 定 員

100人（申込順）
- 内 容

認知症理解のためのトークセッション、地域の活動PR、あらかわ遊園観覧車の点灯の様子を中継（午後5時30分ごろ）等
- 講 師

イラストレーター・横田たかこ氏ほか
- 費 用

無料 **締 切 り** 8月31日(月)
- 申 込 み 合 せ

電話・電子メールで、イベント名・住所・氏名（ふりがな）・電話番号・年代を、あらフェス受付窓口
☎070（7670）0332
※(出)・(日)・(祝)等を除く、午前10時～午後4時
✉aozora.terrace.machiya@gmail.com